

**「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための
地域の自家用車・ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い」
に係るパブリックコメントの実施について**

この度、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い」について、下記のとおり、パブリックコメントを開始いたします。本案はあくまでもたたき台であり、広く国民の皆さまの意見・情報を募集したうえで、その内容を決定してまいります。

記

1. 背景

地域交通の「担い手」や「移動の足不足」といった深刻な社会問題に対応するため、「デジタル行財政改革会議 中間とりまとめ」(令和5年12月20日デジタル行財政改革会議決定)において、現状のタクシー事業では不足している移動の足を、タクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車や一般ドライバーを活用することで補う新たな仕組みを創設するとされたところです。

これを踏まえ、タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送(以下「自家用車活用事業」という。)に係る道路運送法第78条第3号の許可に関する取扱いを定めることとします。

2. 概要

(1) 許可基準

- ・ 対象地域、時期及び時間帯並びに車両数
タクシーが不足する地域、時期及び時間帯並びにそれぞれの不足車両数を、国土交通省が配車アプリ等のデータに基づき指定していること。
- ・ 資格要件
一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
- ・ 管理運営体制
 - 運行管理、車両の整備管理や研修・教育を実施する体制が整えられていること。
 - 安全上支障のないよう、勤務時間を把握すること。
- ・ 損害賠償能力
 - タクシー事業者が対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険に加入していること。

(2) 許可に付する条件

- ・ 使用する自家用自動車について
 - タクシー事業者ごとに使用可能な車両数は、地方運輸局長等が通知する範囲内で

あること。通知する車両数は、許可地域ごとに2.(1)の車両数の範囲内であり、かつ、事業者ごとに当該地域に配置している事業用自動車の車両数の範囲内とする。

- 自家用車活用事業であることを外部に表示すること。
- ・ドライバーについて
 - タクシー事業者は、ドライバーに対して事前の研修（大臣認定講習を含む。）及び教育を受けさせること。
 - タクシー事業者は、ドライバーに対して運転者証明を携行させること。
- ・運送形態・方法について
 - 利用者とタクシー事業者間で運送契約が締結され、タクシー事業者が運送責任を負うこと。
 - 運送引受け時に発着地が確定していること。
 - 自家用車が配車されることについて、利用者の事前の承諾を得ていること。
 - 運賃は事前確定運賃により決定し、支払い方法は、原則キャッシュレスであること。
 - 発着地いずれかがタクシー事業者の営業区域内に存すること。

（3）許可期間

許可期間は2年とする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行： 令和6年3月